

保険契約証明書

株式会社 地盤審査補償事業は、下記の保険契約を締結していることを証明します。



株式会社

地盤審査補償事業



◆対象物件情報

物件番号	24123456789	擁壁特約	有
登録業者名	株式会社地盤匠組		
対象業務の発注者	半蔵門建設株式会社		
地盤調査審査 (または施工審査)完了日	2024年7月1日		
対象建物の住宅取得者	九段坂 一郎邸 新築工事		
対象建物の所在地	東京都千代田区九段北1		

SAMPLE

◆保険契約内容

保険種類	生産物賠償責任保険（賠償責任保険普通保険約款、生産物特別約款、賠償責任保険追加特約、地盤調査・補強工事に関する特約条項セット）
保険契約者	株式会社 地盤審査補償事業
補償の対象となる方	1. 登録地盤業者（役員および使用人、下請負人および下請負人の役員および使用人を含む） 2. 対象業務の発注者（ただし、対象建物の住宅取得者を除く） 3. 株式会社 地盤審査補償事業
保険金を支払う場合	対象業務 ^(※1) に起因して対象建物に財物の損壊 ^(※2) が発生し、保険期間中に補償の対象となる方に対して提起された損害賠償請求について、補償の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に保険金をお支払いします。
保険期間（基本保険契約）	2024年7月1日～2046年7月1日
保険責任期間	対象建物 ^(※3) の基礎工事着工の日に始まり、保険期間の終期または対象建物の引渡しから20年経過した日のいずれか早い日に終了します。 ^(※4)
損害の範囲と保険金額 (保険金を支払う限度額)	●財物の損壊が発生し補償の対象となる方が法律上の賠償責任を負担することによる損害のうち下記の費用 対象建物の修復費用：1事故につき 1億円 仮住居に要した費用：（上記の内枠で1戸につき 200万円） 対象地盤の修復費用：（上記の内枠で1事故につき 1億円） 店舗等休業損害：（上記の内枠で1事故につき 200万円 ただし、1日あたり20万円・対象期間30日限度） ●財物の損壊が発生した場合における下記の費用 事故現場保存費用および事故原因究明費用：1事故につき 200万円 訴訟対応費用：1事故につき 1,000万円 争訟費用：1事故につき 当該費用の全額
保険期間中の保険金を支払う限度額 (基本保険契約)	10億円
免責金額、縮小払い	ありません
保険金をお支払いできない主な場合	（裏面をご参照ください）
引受保険会社 (基本保険契約)	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（幹事） 三井住友海上火災保険株式会社

*1～*4は裏面をご参照ください

<お問い合わせ先>

■株式会社 地盤審査補償事業

〒102-0073 東京都千代田区九段北1-15-2 九段坂パークビル4階 TEL：03-6272-9814 FAX：03-6272-9815